

●香川県告示第209号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する平成21年度事業計画を平成21年4月1日次のとおり決定した。

平成21年4月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
高松市	高松市塩江町安原下の一部、塩江町安原下第1号の一部、庵治町の一部及び牟礼町牟礼の一部	平成22年3月31日まで	地籍調査
善通寺市	善通寺市善通寺町の一部、碑殿町の一部、上吉田町2丁目、上吉田町3丁目、上吉田町4丁目、上吉田町8丁目、善通寺町1丁目、善通寺町2丁目、善通寺町3丁目、善通寺町4丁目、善通寺町5丁目、善通寺町6丁目及び善通寺町7丁目	〃	地籍調査
土庄町	小豆郡土庄町土庄の一部 小豆郡土庄町土庄の一部	〃 〃	地籍調査 数値情報化
小豆島町	小豆郡小豆島町池田の一部	〃	地籍調査
直島町	香川郡直島町の一部	〃	数値情報化
まんのう町	仲多度郡まんのう町吉野の一部	〃	地籍調査